

宮城県情報系ネットワーク端末装置広告募集要項

1 事業の概要

職員が日常の業務に使用するパソコンの起動時に表示される画面を媒体とし、広告を掲載するもの。今回は、平成29年10月から12月掲載分の広告を募集します。

なお、今回の募集期間を超える長期契約も可能です(最長平成30年3月まで)。今回の募集期間を含め、平成30年1月以降も継続して契約を希望される場合は別途御相談ください。

【契約期間の例】

	契約期間	契約の可否	備考
1	平成29年10月	○	平成29年10月～12月の期間内なので契約可能です。
2	平成29年10月から平成30年3月まで	○	平成29年10月～12月の期間を含む場合は、平成30年1月以降も含めた継続契約が可能です。
3	<u>平成30年1月から3月まで</u>	×	平成29年10月～12月の期間を含んでいないので契約不可です。 平成30年1月～3月掲載分の広告募集の際にお申し込み願います。
4	平成29年10月から <u>平成30年5月まで</u>	×	平成30年3月を超える期間については、契約不可です。平成30年4月以降分は来年度の募集の際にお申し込み願います。

2 広告のイメージ



3 広告掲載の仕様等

(1) 媒体 県職員に割り当てられている業務用パソコン(起動時の画面)

(2) 表示台数 約7,800台

(内訳: 知事部局・約6,500台、教育庁及び県立学校・約1,200台、県警・約100台)

- (3) 表示時間 最大20秒間（ただし、職員が画面右上の「閉じる」ボタンをクリックして、広告の画面を任意で閉じることができます。）
- (4) 表示の頻度 パソコンに3枠の広告を登録し、3分の1の確率でランダムに表示します。
（1日に7,800台のパソコンが起動したとすると、1日に約2,600人に、1か月間で延べ約5万2千人に対し広告が表示されます。）
- (5) 広告データの規格
 - イ 形式 JPEG形式
 - ロ 画素数 横960ピクセル×縦542ピクセル以下
 - ハ 容量 300KB以下
 - ニ データの色 カラー
- (6) その他
 - イ 各月の広告画像の変更は、前月の最終開庁日の夕方に行います。
（平成29年10月は9月29日（金）に、平成30年1月は平成29年12月28日（木）に変更作業を行います。）
 - ロ 1週ごとに広告画像を変更することができ、1か月最大4種類の広告画像を表示できます。
 - ハ ウェブサイトにリンクする機能は、ありません。
 - ニ 広告画像は広告主で作成し、広告掲載開始日の1週間前までに提出してください。
 - ホ 広告には、広告主名を明記してください。
 - へ 土日や休日の一部の公所を除き開庁日のため、パソコンの使用は一部の職員に限定されます。
 - ト 掲載予定の画像はあらかじめInternet Explorerのブラウザ上で表示出来ることをご確認ください。

4 広告の募集方法等

- (1) 募集方法 公募
- (2) 募集単位 1枠につき1か月（複数枠、複数月分を、まとめて申し込むことも可能です。）
- (3) 広告掲載料 1枠1か月当たり掲載料
54,000円（消費税及び地方消費税を含みます。）
※広告のデザイン料、製作費及び広告代理店手数料を含みません。

5 募集期間

平成29年8月21日（月）午前10時から随時募集

6 申込方法

以下の申込書に必要事項を記入し、必要書類等を添付の上、当課に持参願います。

※ 今回は、郵送による申込書の受付は行いません。

[広告掲載申込書](#)

7 広告主の決定

先着順とし、各月分の広告枠（3枠）が埋まり次第、月毎に順次締め切ります。

※広告主の最終的な決定は宮城県が行います。

8 契約書の作成

広告主が決定した場合は、決定した日から7日以内に契約書を取り交わすものとします。

※契約書には、印紙税法に定める印紙の貼付が必要です。

9 広告掲載料の納付

広告を掲載する当該月の月額料を前月の県が指定する日までに、前納していただきます。（納入期限は、おおむね広告掲載開始日の10日前です。）

10 広告基準等

[「宮城県広告事業実施要綱」](#)

[「宮城県広告掲載等基準」](#)

[「宮城県情報系ネットワーク端末装置広告掲載事業実施要綱」](#)

[「宮城県情報系ネットワーク端末装置広告掲載基準」](#)

以上を参照願います。

11 申込み・問合せ先

宮城県震災復興・企画部情報政策課ネットワーク管理班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1

電話：022-211-2475 電子メール：johon@pref.miyagi.lg.jp